

★お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

本旅行条件書は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 旅行契約

- (1)この旅行は、日立埠頭㈱（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2)募集型企画旅行契約の内容・条件は、旅行パンフレット、ホームページ及び本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。
- (3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。

2. 旅行の申し込み

- (1)当社所定の旅行申込書（以下「旅行申込書」といいます）に所定の事項を記入の上、申込金を添えてお申し込みいただきます。（なお、旅行パンフレット、ホームページにこれと異なる金額の申込金の記載がある場合はその定めるところによります）

旅行代金（お一人様）申込金	50,000円
---------------	---------

申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。

- (2)当社は、電話・郵便・ファクシミリ・インターネット・Eメールその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日から起算して3日～14日以内（旅行ツアー内容により異なる）に、当社に旅行申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と旅行申込金の支払いがなされない場合には、当社はお申し込みがなかったものとして取扱います。

3. 申し込み条件

- (1)お申し込み時点で20歳未満の方のみでご参加の方は保護者の同意書が必要です。旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。旅行開始時点で生後6ヶ月未満の乳幼児の乗船はできません。
- (2)慢性疾患をおもちの方、定期的に医師の診断を受けている方、妊娠中の方、6歳未満の未就学者、身体に障がいをおもちの方及び車いすを使用されている方、食物アレルギー・動物アレルギーの方などで特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、この場合、健康アンケート及び医師の診断書を提出していただく場合があります。
- (3)旅行の安全と円滑な実施のために、本項(1)、(2)に該当する方の旅行参加に関して、当社の判断で介助者または同伴者の同行などを条件とする場合やご参加をお断りする場合があります。
- なお、日常生活において、お一人様で生活することが困難な方、車いすを使用されている方につきましては、介助者または同伴者の同行が必要となります。船内では電動車いすはご使用はできません。
- また、車いすでは通船(テンドーボート、地元ボート)にご乗船できません。
- (4)当社は、お客様が次の①から③までの何れかに該当した場合は、旅行契約の締結に応じません。また、旅行契約が締結済みの場合には解除します。
- ①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準じる行為を行ったとき。
- ③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (5)クルーズの一部のコースで「健康アンケート」の提出をお願いする場合があります。

- (6)特定のお客様を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (7)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の理由により、陸上の医療機関での治療を必要とする状態になったと当社の船医が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様ののご負担になります。
- (8)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (9)お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- (10)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、また団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、申し込みをお断りする場合があります。
- (11)その他当社の業務上の都合があるときには、申し込みをお断りすることがあります。

4. 旅行契約の成立時期

- (1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第2項(1)の申込金を受理した時に成立するものとします。
- (2)通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到着した時に成立するものとします。

5. 確定書面（最終旅行日程表）

- (1)確定した旅行日程、主要な運送機関の名称及び宿泊ホテルが記載された確定書面（最終旅行日程表）を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。また、お渡し期日前であつてもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。
- (2)当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前(1)の確定書面に記載するところに特定されます。

6. 旅行代金のお支払い期日

- (1)第4項の旅行契約成立時点以降、当社が定める所定の期日までに旅行代金をお支払いください。
- (2)基準日以降にお申し込みされた場合は、申し込み時点または旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。

7. 渡航手続き

- (1)ご旅行に必要な旅券・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続き書類の作成等はお客様のご自身の責任で行っていただきます。ただし当社または旅行業法で規定された「受託旅行会社」のそれぞれにおいて、渡航手続き代行に対する旅行業務取扱料金を申し受けることを約し、お客様より渡航手続きを委託された場合その一部または全部を代行いたします。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した船舶、航空機、鉄道等の利用交通機関の運賃（コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除きエコノミークラスとなります）
- (2)旅行日程に含まれる送迎バス等の代金（空港・駅・埠頭と宿泊場所の間）
- (3)旅行日程に明示した観光の代金（バス等の代金・ガイド・入場代金等）
- (4)旅行日程に明示した宿泊代金及び税・サービス代金（一部屋に2人ずつの宿泊を基準とします）
- (5)旅行日程に明示した食事代金（機内食は除外します）及び税・サービス代金（当社が無料と明示した以外の飲物代は含まれません）
- (6)お一人様につきスーツケース等1個の受託手荷物運搬代金（お一人様20kg以内が原則ですが、クラス・方面によって異なりますので、詳しくは係員におたずねください）なお、宅急便の料金は除きます。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。
- (7)添乗員付コースの添乗員の同行代金

25. お客様の責任

- (1)お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社または当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

26. 個人情報の取り扱い

- (1)個人情報の利用目的

当社及び当社の受託旅行取扱会社（以下販売店）は、旅行申し込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様にお申し込みいただいた旅行において当社をはじめ運送・宿泊機関等（主要な運送・宿泊機関については各スケジュール表に記載されています）の提供するサービスを受領するための手続きに必要な範囲内・当社の旅行契約上の契約事故時の費用等を担保する保険手続き上必要な範囲内で利用させていただきます。当社及び販売店は、将来よりよい旅行商品の開発のためのマーケット分析およびアンケートのお願いや、当社または販売店の旅行商品のご案内及び特典サービスのご提供をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- (2)個人データの第三者への提供

当社は、お申し込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等及び手配代行者に対し、お客様の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、パスポート番号、婚姻の有無、旅行中の緊急連絡先、及び生年月日等の個人情報をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。また、当社は旅行先でのお客様の買い物の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを海外土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データをあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、当社クルーズデスク宛、出発前までにお申し出ください。

27. その他

- (1)お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の不注意による忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3)当社はいかなる場合も旅行の再実施をいたしません。
- (4)こども代金は、旅行開始日当日を基準に満2歳以上小学生のお子さまに適用されます。幼児代金は、旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で船舶やホテルのベッド、座席を使用しない方に適用します。

28. 旅行条件の基準

この旅行条件は●●●●年●月●日を基準としています。

る変更を除きます）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。（ただし、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合の変更補償金は支払います）尚、当該変更については当社に第21項(1)の規定の基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

- ア. 次に掲げる事由による変更。

イ. 天災地変

ロ. 戦乱

ハ. 暴動

ニ. 官公署の命令

ホ. 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

ヘ. 当初の運行計画によらない運送サービスの提供

ト. 旅行参加者の生命または身体确保安全のため必要な措置

- ブ. 第13項から第15項までの規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

- (2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満である場合、変更補償金を支払いません。

- (3)当社が本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第22項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額を相殺した残額を支払います。

- (4)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

〈表〉 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1. 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2. 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3. 第3号または第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4. 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5. 第4号または第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6. 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

上記(1)～(7)の代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1)超過手荷物料金（規定の重量・容積・個数の超過分）
- (2)クリーニング、電報電話料金、船舶およびホテルのボーイやメイド等に対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3)傷害、疾病に関する医療費
- (4)渡航手続き関係諸経費（印紙・証紙料金・査証料・予防接種料金及び渡航手続き代行に対する旅行業務取扱料金等）
- (5)お一人で部屋を使用される場合の追加料金
- (6)日本国内における自宅から発着港または空港までの交通費や宿泊費等
- (7)日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料
- (8)日本国外の空港税・出国税及びこれに類する諸税
- (9)希望者のみ参加されるオプションル・ツアー（別途料金の小旅行）の料金

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合は旅行代金の額を変更いたします。

- (1)当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額されるときは、その増額または減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加または減少することがあります。
- (2)(1)の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
- (3)(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (4)当社は、第10項に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます）の減少または増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は除きます）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- (5)運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる募集型企画旅行で旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更となったときは、旅行代金の額を変更することがあります。

12. お客様の交替

- (1)お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を第三者に譲渡することができます。取消料が発生する日以降のお客様の交替の場合は、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料（お一人様につき10,000円）とともに当社に提出していただきます。尚、1室ご利用のお客様全員が交替される場合はキャンセル扱いとなります。
- (2)旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお当社は交替をお断りする場合があります。

13. お客様の解除権

- (1)お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することが出来ます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社または旅行業法で規定された「受託営

業所」のそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

- お申込み後、お客様の都合により取消になる場合、及び旅行代金が所定の期日までに入金なく当社が参加をお断りした場合、旅行代金に対し、次表の料率で取消料（または違約料）を申し受けます。但し、早期割引、熟年割引については、適用後の旅行代金に対し、取消料を申し受けます。
- (2)お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- a. 契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第24項の表に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
- b. 第11項(1)の規定に基づいて旅行代金の額が増額されたとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- d. 当社がお客様に対し、第5項に定める期日までに、確定書面（最終旅行日程表）を交付しなかったとき。
- e. 当社の責に帰すべき理由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (3)当社は、前(1)により旅行契約が解除されたときは、既に受領している旅行代金（または申込金）から所定の取消料を差引いた額を払い戻します。取消料が申込金でまかなえないときはその差額を申し受けます。また前(2)により旅行契約が解除されたときは、既に受領している旅行代金（または申込金）の全額を払い戻します。
- (4)旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除または一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし一切の払い戻しをいたしません。また、お客様の責の帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。
- (2)国内チャータークルーズ（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって）

旅行契約の解除日	取 消 料
91日前まで	無料
90日前～61日前まで	旅行代金の 10%
60日前～31日前まで	旅行代金の 20%
30日前～21日前まで	旅行代金の 30%
20日前～3日前まで	旅行代金の 40%
2日前～旅行当日まで	旅行代金の 50%
旅行開始後（出港後）または無連絡不参加	旅行代金の100%

14. 当社の解除権－旅行開始前の解除

- (1)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- a. お客様が当社にあらかじめ明示した、性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- b. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が判断する場合。
- c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合。
- d. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- e. お客様の数が各コースに記載した催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって国内旅行にあっては13日目、海外旅行にあっては23日目（前頁の取消料で規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- f. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または、不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- g. お客様が第3項(4)に該当することが判明したとき。
- (2)お客様が第6項に定める期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合においてお客様は、当社に対し、前項に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

15. 当社の解除権－旅行開始後の解除

- (1)当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であってもお客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- d. お客様が第3項(4)に該当することが判明したとき。
- (2)当社が前(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また当社はこの場合において、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

16. 旅行代金の払い戻し

当社は、第11項(3)、(4)、(5)の規定により旅行代金が減額された場合または第13項、第14項、第15項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。ただし、前項(1)において旅行契約が解除されたとき（第14項(1)の場合を除きます）には、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。

17. 契約解除後の帰路手配

当社は、第15項の(1)のaまたはcの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

18. 旅程管理

- (1)当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力します。
- a. お客様が旅行中に旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- b. 前aの措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- c. 本項(1)の業務は同行する添乗員によって行われますが、添乗員が同行しない場合は現地において当社が手配を代行させる者（以下「手配代行者」といいます）により行わせ、その者の連絡先は確定書面（最終旅行日程表）に明示いたします。

19. 当社の指示

お客様は旅行開始から旅行終了までの間において団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

20. 添乗員等の業務

- (1)当社は、旅行内容により添乗員その他の者を同行させて第18項に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部または一部を行わせることがあります。
- (2)前(1)の添乗員その他の者が同行の業務に従事する時間帯は、原則として

8時から20時までとします。

21. 当社の責任

- (1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社または手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被った場合は、当社は原則として前(1)の責任を負いません。
- ア. 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- イ. 運行・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- ウ. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止。
- エ. 自由行動中の事故。
- オ. 食中毒。
- カ. 盗難。
- キ. 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的滞在時間の短縮。
- (3)当社は、手荷物について生じた前(1)の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お一人につき15万円を限度（当社に故意または重過失がある場合を除く）として賠償します。

22. 特別補償

- (1)当社は、第21項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

	海 外 旅 行	国 内 旅 行
死 亡 補 償 金	2,500万円	1,500万円
入 院 見 舞 金	4万円～40万円	2万円～20万円
通 院 見 舞 金	2万円～10万円 注1	1万円～5万円 注1
携帯品損害補償金	お客様1名様につき、3千円～15万円 注2、3	

注1）通院見舞金は通院日数が3日以上の場合に支払います。
注2）補償対象品は1個（1対）について10万円を限度とさせていただきます。
注3）損害額がお客様1名様について、1回の事故につき、3千円を超えない場合は当社は損害補償金を支払いません。

- (2)当社が前(1)の責任を追うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部または全部に充当します。
- (3)お客様が募集型企画旅行参加中にこうむられた損害が、お客様の故意、無免許もしくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登はん、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は前(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

23. 通信契約

当社が提携するクレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます）より、「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます）を条件に申し込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

- (1)契約成立は、電話の場合は当社が承諾をしたときに、その他通信手段による場合は当社が承諾する通知を発したときとします。また、申し込み時には「会員番号・カード有効期限」等を知通知していただきます。
- (2)「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払いまたは払戻債務を履行すべき日をいいます。この場合、旅行代金のカード利用日を「契約成立日」とし、旅行取消の場合は「契約解除お申し出」の日を「カード利用日」とします。

24. 旅程補償

- (1)当社は、次表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次のa、bに掲げ